

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除等（第7条―第11条）

第3章 雑則（第12条―第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止し、及びこれらにより岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「当組合」という。）の事務若しくは事業に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、当組合及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって当組合運営の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- （4）暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- （5）公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち当組合が発注するものをいう。
- （6）売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる当組合の不動産又は物品の売払い又は貸付けをいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が当組合運営における事業活動及び当組合の事務若しくは事業に不当な影響を与える存在であることに鑑み、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと、及び暴力団事務所の存在を許さないことを基本として、当組合及び事業者が相互に連携を図りながら協力して、社会全体として推進されなければならない。

(当組合の責務)

第4条 当組合は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大阪府、他の市町村、法第32条の3第1項の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、市民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する総合的な施策を実施するものとする。

2 当組合は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、大阪府に対し、当該情報を提供するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、当組合が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、当組合又は大阪府警察に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

(事業者に対する支援)

第6条 当組合は、事業者が暴力団事務所が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に相互に連携を図りつつ主体的に取り組むことができるよう、事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 当組合は、事業者が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に相互に連携を図る。

第2章 公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除等

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除)

第7条 当組合は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 管理者は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
- (4) 公共工事等に係る岸和田市及び貝塚市（以下「関係市」という。）における入札の参加の

資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。
 - (6) 公共工事等及び売払い等について契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等に係る契約を解除すること。
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 管理者は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、関係市において入札の参加資格の登録を希望する者又は契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
 - 3 管理者は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

（公共工事等及び売払い等に関する不当介入に係る報告等）

第9条 何人も、公共工事等及び売払い等において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

- 2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに当組合に報告しなければならない。

（当組合の施設における暴力団の排除）

第10条 管理者は、当組合の設置した施設の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しないことができる。

- 2 管理者は、既に当組合の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。
- 3 管理者は、前項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴ういかなる損害賠償の責めを負わない。

（当組合の事務及び事業からの暴力団の排除）

第11条 当組合は、第7条から前条までに規定するもののほか、その行う事務又は事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者について必要な措置を講ずること等により、当組合の事務及び事業からの暴力団の排除を図るものとする。

第3章 雑則

(勧告等)

第12条 管理者は、正当な理由がなく第9条第2項の規定による報告をしなかったと認められるときは、規則で定めるところにより、当該報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(事実の公表)

第13条 管理者は、前条の勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 管理者は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(個人情報の収集及び提供)

第14条 岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例（平成29年条例第2号）第2条第1号に規定する実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項及び岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第2条第1項（以下この条において「個人情報保護法等」と総称する。）に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、個人情報保護法等で定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府岸和田警察署長又は大阪府貝塚警察署長に提供するものとする。

(その他)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

2 岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例（平成29年条例第1号）第29条第1項の規定による審査請求があった場合における諮問に応じてする審査については、この条例による改正後の岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。